

社会福祉法人小鳩協会 役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩協会定款第8条及び第21条に規程された、社会福祉法人小鳩協会の役員及び評議員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員に報酬を支給する。ただし、名誉会長及び施設の職員を兼ねる役員及び評議員には支給しない。

2 報酬は、現金又は口座振込みで支給する。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1のさだめにより、報酬を支給する。ただし、理事長及び常務理事の報酬は年額で定め支給する。

(理事会及び評議員会への出席以外の報酬)

第4条 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定めるところにより、報酬を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務（行政による監査立会い含む）にあたった場合は、別表2に定めるところにより、報酬を支給する。

(支給日)

第6条 報酬は、役員及び評議員に毎会計年度3月に支給する。ただし理事長が認めた時はこの限りではない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会において決議し改正する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

この規則は平成30年5月25日一部改正、平成30年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬
理事長報酬	120,000
常務理事報酬	50,000
理事会出席報酬等(理事長及び常務理事以外の役員)	5,000
評議員会出席報酬等(評議員)	4,000

別表2(第4条・5条関係)

名 称	報 酬
法人運營業務報酬等(理事長以外の役員)	3,000
監事監査指導報酬等(監事)	3,000